

意見を募集します

三好町交通基本計画案



平成16年2月の町民アンケートの結果で、「三好町の住みにくい点」の第1位として「交通の便の悪さ」が挙げられました。こうしたことから、町内の交通環境の改善に向け「三好町交通基本計画」の策定を進めています。今回は、より良い計画づくりのために、パブリックコメント制度による意見募集を行います。ぜひ多くの意見をお寄せください。



計画の課題と取り組み

三好町では、生活の足として自動車が多く使われています。しかし、急速な人口増加やこれからの高齢化社会、環境問題を考えると、自家用自動車ばかりに頼らず、公共交通の充実や自家用自動車と公共交通を賢く使い分けることが必要になりました。

本計画では、歩行者、自転車、公共交通、自動車などそれぞれの交通手段が共存でき、住む人、訪れる人、すべての人にやさしい交通環境を目指します。

基本方針

①誰もが利用しやすい交通施設の整備

誰もが安心して利用できるバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した交通施設の整備を促進します。また、公共施設や商業施設、駅・バス停など、人が集まり憩う空間への経路として、安全で便利な歩行者・自転車の利用環境整備を促進します。

②公共交通の利用促進

誰もが移動しやすく、環境に配慮した交通体系の実現を目指し、公共交通ネットワークの充実と利用促進を図ります。公共交通が便利で安心して使えるよう、公共交通にかかわる施設、サービス、情報など、利用者ニーズに応じた施策を展開します。

③道路ネットワークの強化

円滑な自動車交通を実現するため、公共交通ネットワークと連携し、都市内道路ネットワークの充実や広域的交通網の強化を図ります。地域内の生活道路では、人が優先された安全で快適な道路環境整備を促進します。

④協働による交通施策の推進

地域の状況にあった交通環境を創造するため、交通に対する人々の意識高揚を図り、町民、交通事業者、行政などが協働で継続的に取り組むことのできる体制づくりに努め、町民自らがかわる交通施策の展開を推進します。

基本計画

- 歩行環境整備
- 自転車利用環境整備
- 公共交通施設整備
- 交通結節点の整備
- 道路整備
- 情報提供
- 公共交通利用促進
- 適正な自動車利用
- 交通安全意識

計画の概要

歩行環境整備

誰もが安心して、安全かつ楽しく歩行できるように配慮した環境の整備を行います。

居住環境エリアでは自動車と共存できる空間を、幹線道路では自動車と分離した安全な空間を目指します。

自転車利用環境整備

手軽に利用できる乗り物である自転車で、安全に楽しみながら走行できるよう、自転車ネットワークの充実を図り、駐輪場などの施設整備を行います。

公共交通施設整備

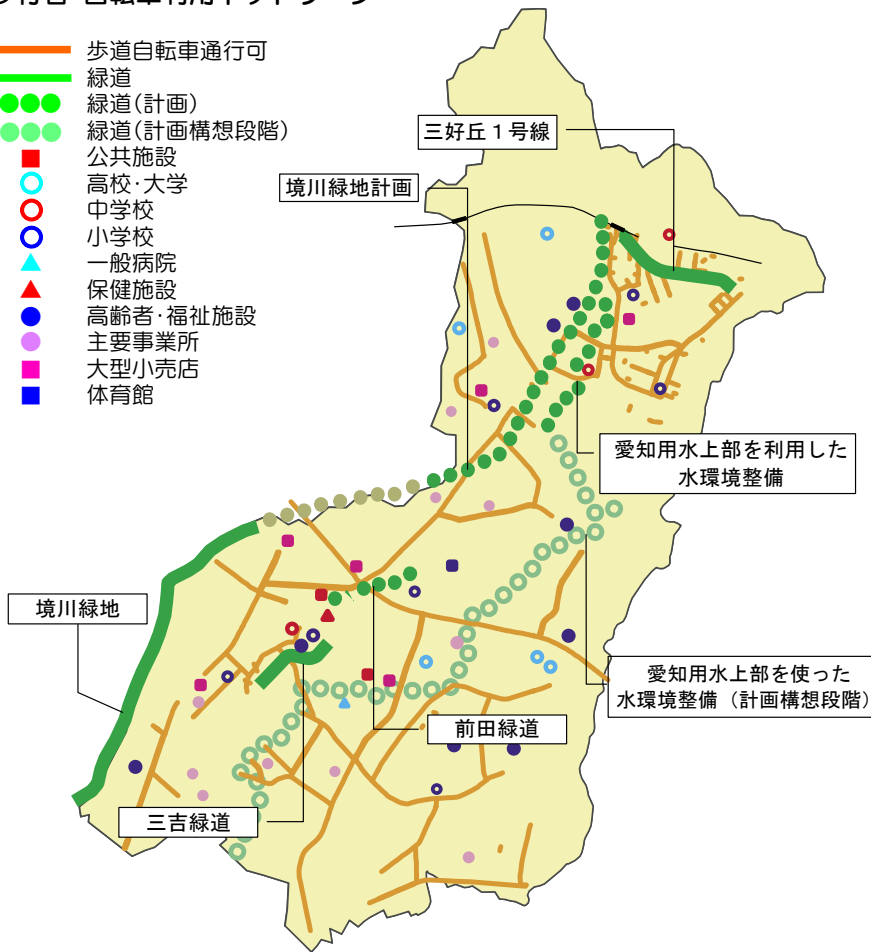
人の流動に対応した効率的な公共交通のネットワークを形成するとともに、新たな開発計画も考慮し、誰もが利用しやすい安全な駅やバス停を整備します。

交通結節点の整備

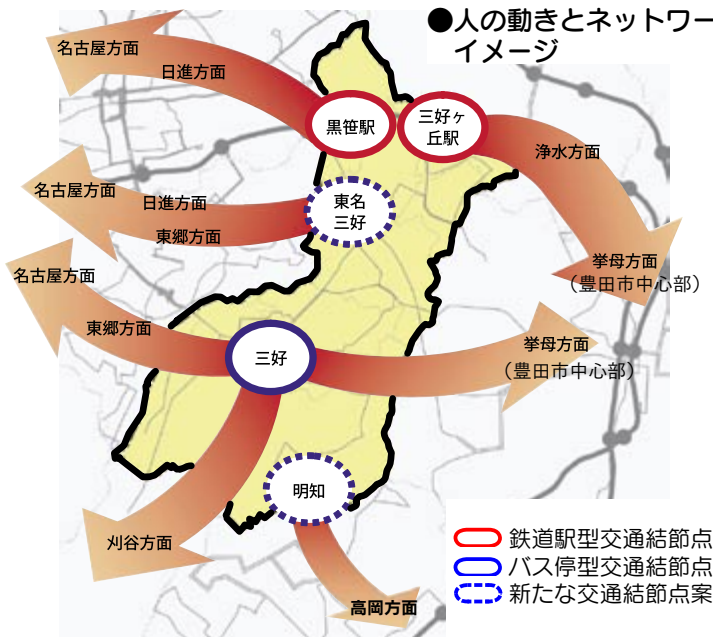
より多くの人が公共交通を利用できるよう、利便性の高い交通の乗り継ぎを実現するための基本的な要素を備えた交通結節点(駅・バス停)を整備します。また、さまざまな交通や生活情報が集まる場所については、基本的要素に加えて拠点性を併せ持つように整備します。

●歩行者・自転車利用ネットワーク

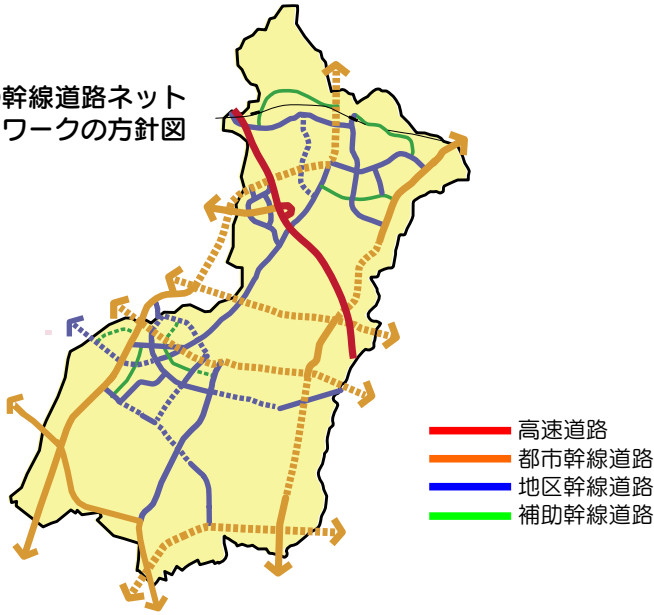
- 歩道自転車通行可
- 緑道
- 緑道(計画)
- 緑道(計画構想段階)
- 公共施設
- 高校・大学
- 中学校
- 小学校
- 一般病院
- 保健施設
- 高齢者・福祉施設
- 主要事業所
- 大型小売店
- 体育館



●人の動きとネットワークのイメージ



●幹線道路ネットワークの方針図

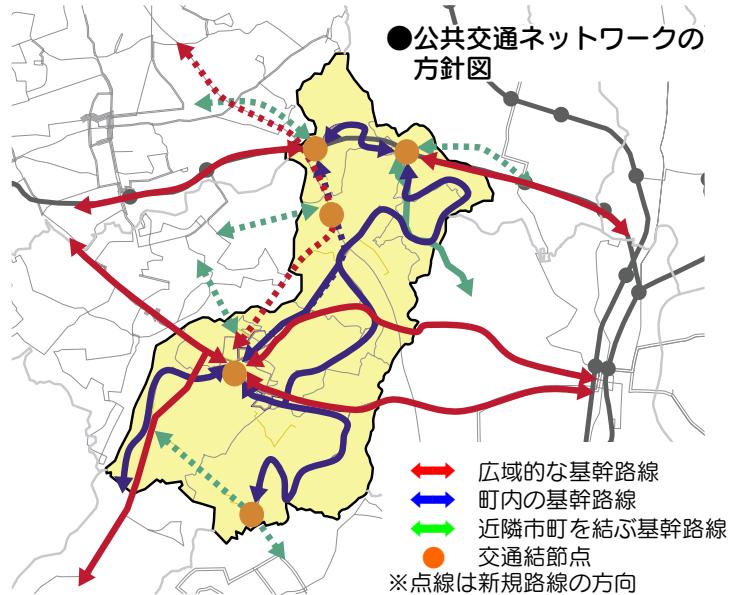


道路整備

三好町全域の道路網の骨格を形成する道路を、機能に応じて「都市幹線道路」、「地区幹線道路」、「補助幹線道路」、地区内で日常的に利用される「生活道路・区画道路」に区分し、「都市幹線道路」、「地区幹線道路」、「補助幹線道路」などの都市計画道路の整備を推進して、円滑な流動を実現させます。「生活道路・区画道路」では、通過交通を抑制することにも、人が優先された安全で安心な道路整備を推進します。

また、近隣市町を含め、大規模な整備中の区域を念頭に置き、流動の多い地区間のネットワークの充実を図ります。

●公共交通ネットワークの方針図



情報提供

移動についての情報が簡単に手に入る仕組みづくりを目指します。

公共交通利用促進

単なるPRにとどまらず、公共交通にかかわるサービスレベルの向上を目指します。

適正な自動車利用

過度な自動車利用を誰もが認識し、自ら考へ行動する社会を目指します。

交通安全意識

安全な交通環境を実現するために、交通安全に対する意識の向上を図ります。

計画案について皆様のご意見をお聴かせください

計画案の詳しい内容は、みよし情報プラザ(役場西館1階)、サンネット、または三好町ホームページ (<http://www.town.miyoshi.aichi.jp/>)でご覧になれます。

▶意見の提出 = 2月15日(木)までに住所・氏名・電話番号を記入して、企画課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

- ①郵便…〒470-0295(住所記入不要) 企画課あて
- ②電子メール…✉kikaku@town.aichi-miyoshi.lg.jp
- ③ファクス…FAX(32)2165
- ④直接持参…午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

▶問い合わせ = 企画課 ☎(32)8005 FAX(32)2165

※お寄せいただいたご意見は、三好町の考え方とともに整理したうえで公表します。ただし、個々の意見には直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

三好町障害福祉計画案 について意見を募集します

三好町では、障害者が安心して自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「三好町障害福祉計画」の策定を進めています。
今回は、三好町障害福祉計画の素案がまとまりましたので公表し、意見の募集を行います。よりよい計画づくりのために、皆さんからのご意見をお待ちしています。

計画策定の趣旨・位置付け

障害のある人が自分で利用したい障害福祉サービスを選び、各事業者や施設などと契約する今までの支援費制度では、サービス利用の地域格差や、新たな利用者の増加によるサービス費用の増大といった問題が生じてきました。

そのため、障害のある人が利用できるサービスを充実させ一層の推進が図れるよう、平成18年4月1日より障害者自立支援法が施行されました。

これを受け三好町では、町における障害福祉サービスなどをどのように行っていくかを明確にするとともに、サービスを提供するための体制確保や方策などの基本的な事項を定める、三好町障害福祉計画を策定します。

計画の期間

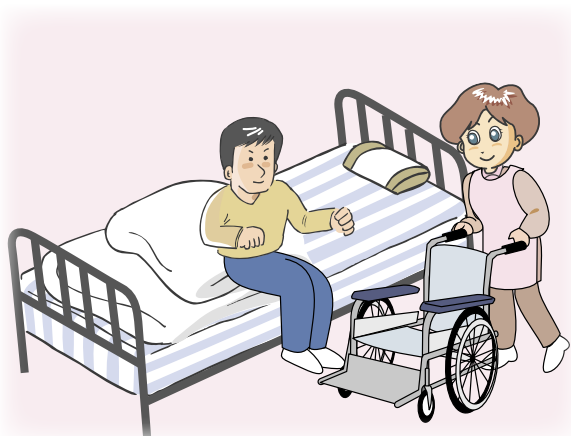
第1期障害福祉計画を平成18年度から20年度までの3年間として策定します。また平成20年度には必要な見直しを実施。第2期障害福祉計画を平成21年度から23年度までとして策定します。

計画の策定体制

町民・学識経験者からなる三好町障害福祉計画策定委員会を平成18年度中に設置。その検討結果を踏まえ、町民の皆さんの意見を十分に把握した上で計画に反映していきます。

基本的理念

- ・ 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- ・ 町を基本とする仕組みへの統一と障害(身体・知的・精神)の制度の一元化
- ・ 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備



●皆さんのご意見をお聴かせください●

三好町障害福祉計画案に対する皆さんのご意見をお聴かせください。

なお詳しい計画案の内容は、みよし情報プラザ(役場西館1階)、サンネット、および三好町ホームページ(<http://www.town.miyoshi.aichi.jp/>)でご覧になれます。

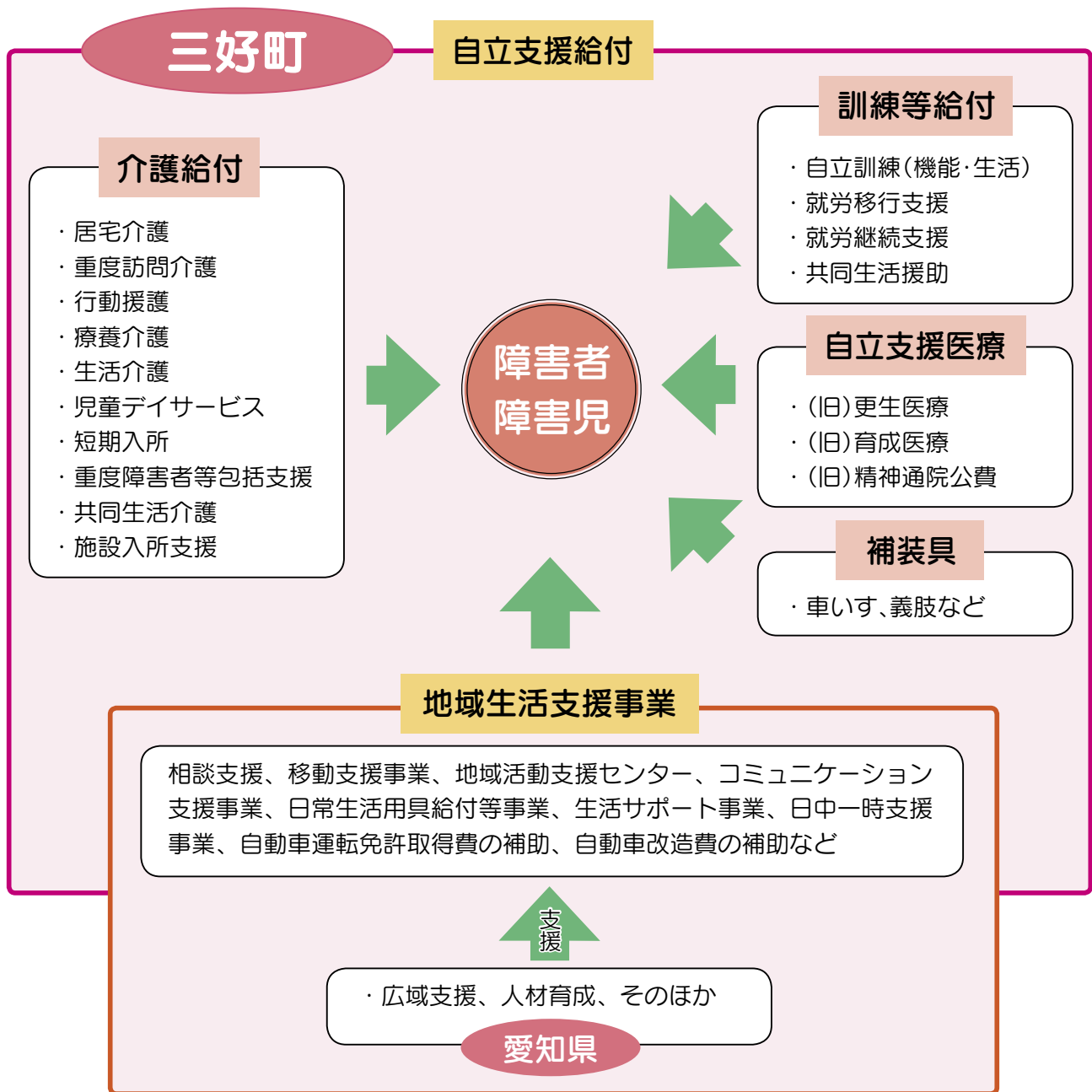
▶意見の提出方法= 2月15日(木)までに住所・氏名・電話番号を記入して、福祉課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

- ①郵便…〒470-0295(住所記入不要)福祉課あて
- ②電子メール…✉ fukushi@town.aichi-miyoshi.lg.jp
- ③ファクス…☎(34)3388
- ④直接持参

▶問い合わせ=福祉課 ☎(32)8010 FAX(34)3388



障害福祉サービスの体系



障害福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して数値目標を設定(8・9ページ参照)し、計画的な整備を行います。

必要な訪問系サービスを保障

立ち遅れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図ります。

希望する障害者に日中活動系サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行などを推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障します。

福祉施設から一般就労への移行などを推進

就労移行支援事業などの推進により、福祉施設から一般企業への就労に移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

グループホームなど居住系サービスの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

各サービスの数値目標(必要量の見込み)と確保のための方策(抜粋)

■訪問系サービス

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護などを行う	368.8 時間分	444.3 時間分	521.8 時間分	765.2 時間分
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、移動支援などを総合的に行う				
行動援護	重度の知的障害者が行動するときに、危険回避のために必要な支援などを行う				
重度障害者等包括支援	著しく重度(寝たきりなど)の肢体不自由者に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う				
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の育成、民間事業者における24時間サービスの提供への支援 ・障害のある人の利用意向を聴取した上での適切なサービスの促進 				

■日中活動系サービス

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、食事の介護などや創作活動、または生産活動の機会を提供する	133.2人日分	391.3人日分	480.0人日分	1,125.3人日分
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、身体機能、または生活能力の向上のための訓練を行う	0.0人日分	0.3人日分	0.3人日分	1.8人日分
		1.9人日分	11.6人日分	12.5人日分	61.0人日分
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う	30.6人日分	71.4人日分	71.5人日分	131.2人日分
就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う	0.6人日分	1.1人日分	11.6人日分	58.5人日分
		3.0人日分	173.0人日分	186.2人日分	644.7人日分
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行う	0人分	0人分	0人分	2.0人分
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う	13.5人日分	13.5人日分	13.5人日分	13.5人日分
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含め短期間、施設で入浴、食事の介護などを行う	66.0人日分	80.1人日分	95.0人日分	145.2人日分
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の施設入所者に対する日中活動系サービスの利用促進 ・障害のある人のニーズに即した使いやすいサービスの提供 				

■居住系サービス

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う	4.1人分	5.2人分	6.3人分	10.4人分
共同生活介護 (ケアホーム)	常に介護を必要とする人などに夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う				
施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケアなど)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う	0人分	5人分	5人分	15人分
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携や交流を充実させ、障害のある人が孤立することのない施設サービスの実現 ・障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制の確立 				

■相談支援(サービス利用計画作成)

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援 (サービス利用計画作成)	福祉サービスの利用に関する調整が自分では困難な単身の障害のある人などに、計画的なプログラムなどの必要な支援を行う	2.4人分	4.3人分	5.2人分	10.6人分
方策	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の連携強化 ・民間における指定相談支援事業者の活用 				

■相談支援事業

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。また地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う	3力所	3力所	3力所	3力所
方策	・ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするための地域自立支援協議会の設置 ・近隣市町村にある地域活動支援センターを活用し、さまざまな相談に応じた必要な情報の提供や助言の実施				

■コミュニケーション支援事業

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
コミュニケーション支援事業	聴覚などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳を行う人の派遣などを行う	2人分	2.2人分	2.3人分	3人分
方策	・催し物やイベントにおける手話通訳者や手話奉仕員の参加促進 ・コミュニケーション支援事業における利用者負担の軽減				

■日常生活用具給付等事業

サービス名	内容	必要量の見込み(年間)				
		18年度	19年度	20年度	23年度	
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人などに対し、日常生活用具の給付、または貸与を行う	介護・訓練支援用具(特殊寝台など)	1件	1件	1件	3件
	自立生活支援用具(入浴補助用具など)	3件	4件	5件	8件	
	在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)	3件	4件	5件	8件	
	情報・意思疎通支援用具(点字ディスプレイなど)	7件	8件	9件	12件	
	排せつ管理支援用具(ストマ装具など)	270件	280件	290件	320件	
	居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	2件	2件	2件	4件	
方策	・障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付					

■移動支援事業

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う	214.5時間分	227.9時間分	242.1時間分	290.2時間分
方策	・障害の特性に合わせたグループ支援などの移動方法の提供 ・移動ボランティア、送迎ボランティアなどの障害のある人の外出を支えるボランティアの育成				

■地域活動支援センター

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)			
		18年度	19年度	20年度	23年度
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動、または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図る	46人分	48人分	50人分	57人分
方策	・障害のある人の地域活動支援センターの利用促進 ・創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進				

■その他の事業

サービス名	内容	必要量の見込み(月間)				
		18年度	19年度	20年度	23年度	
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な事業を行う	生活サポート事業	0.2人分	0.2人分	0.2人分	0.2人分
		日中短期入所	6人分	10人分	12人分	15人分
		障害児タイムケア	10人分	15人分	18人分	21人分
方策	・障害のある子どもが放課後や夏休みなどに活動する場の提供 ・知的障害のある子どもの療育体操事業(基礎運動・レクリエーションなど)への参加促進					

【単位の説明】・時間分＝一月当たりの総利用時間(利用者数×平均利用時間)
・人日分＝一月当たりの総利用日数(利用者数×平均利用日数)
・人分＝一月当たりの総利用者数